

国労本部電送 No. 52	発信日 2022年9月30日	発信部 企・業部	責任者	受領者
------------------	-------------------	-------------	-----	-----

闘争指示 第12号

2022年9月30日

エリア本部  
各 闘争委員長 殿  
地方本部

国鉄労働組合  
中央闘争委員長 松川 聡

### JR貨物会社との労働協約(労使関係部分)の締結判断について

貨物会社との労働協約(労使関係部分)の改正に向けて本部は、「労働協約の一部改正に関する申入れ(8月25日付、国労闘申第2号)」を行い、9月15日、22日、26日、及び30日と4回の団体交渉を開催してきた。

第1回交渉では、「安全保障と平和問題」、「貨物会社の果たすべき役割」など趣旨説明を行い、今年度についても、2008年の『貨物紛争一括和解』の趣旨を踏まえた労働協約改正の意義を明らかにし、具体的な条文の改正を求める41項目の要求を基本としながら「労使間協議(経営協議会、団体交渉、苦情処理)」「非組合員の範囲」及び「便宜供与」の重点5項目と「争議条項」を中心に交渉してきた。

この間の労働協約交渉では、2019年に第15条「団体交渉事項」(1)項及び(3)項の「基準」の削除を確認してきた。しかし、第1条「協約の目的」改正から8年が経過し、「すべての条項は、第1条『協約の目的』に帰結する」とした確認が形骸化されている実態は明らかであり、第1条の意義に即していない条文については改正するべきであると強く求めてきた。

本年度においては、具体的な条文改正には至らなかったが、重点要求での具体的かつ運用面での前進を確認し、組合活動における有利な側面を活かしていくこととしたい。

国労本部は、会社との交渉経過並びに全国貨物協議会役員からの報告を踏まえ、労働協約(労使関係部分)について妥結・締結の判断を行うこととした。

各エリア、地方における労働協約改正交渉に向けた実態調査へのご協力に感謝し、労使間労働協約の締結判断にあたっての報告とする。なお、交渉情報については、後日発せられる本部電送を参照されたい。

以上